

様式第四十一（第41条関係）

創業支援事業計画の認定申請書

平成28年11月25日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿
総務大臣 山本 早苗 殿

愛西市長 日永 貴章 印

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

1. 市町村が実施する創業支援事業について別表1に、市町村以外の者が実施する創業支援事業について別表2に記載する。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表１－１（ワンストップ相談窓口）【新規】

市町村が実施する創業支援事業（愛西市）

創業支援事業の目標
（目標の根拠） これまで愛西市では、総合的な創業支援相談窓口を設けていなかった。創業に関する問い合わせは年に３件程度であり、創業した件数も把握していなかった。本事業により「愛西市創業支援ネットワーク」を形成し、愛西市と愛西市商工会の体制を整備し、日本政策金融公庫、愛知県信用保証協会等との連携を強化する。本ネットワークでは、創業前から創業後３年程度の方を中心に、創業・開業に関するセミナーやあらゆる課題を解決するための専門家相談、支援制度の拡張などを行いながら、開業率の向上、雇用促進を図るものとする。今後、このネットワークを中心に金融機関などの創業支援事業者の情報やノウハウを集約しながら、創業希望者が創業しやすい環境を整備していく。 平成２９年～平成３４年にかけて、支援機関との連携により、創業希望者に対して、ワンストップ相談窓口を実施することにより、支援者数の増加が見込まれるが現在創業希望者からの相談があまりない状況であるため毎年の支援対象者数を１０人とし創業者数は１名とする。 （目標数） ・創業支援対象者数：１０件 ・創業者数：１件
創業支援事業の内容及び実施方法
（１）創業支援事業の内容 ＜ワンストップ相談窓口＞【新規】 愛西市においては産業振興課が担当窓口となり、担当職員１名を配置し、創業支援事業者が行う事業や個別相談、国県市及び金融機関等の各種支援制度等の把握、関係機関と情報を共有し、ホームページ等で紹介する。また、問い合わせがあった場合には速やかに、相談内容に応じた窓口を案内するなど連携機関に繋ぐ体制を整備する。 さらに、企業の積極的な起業等を支援するため創業者が支払う信用保証料の一部を市が負担する（小規模企業等振興資金制度【既存】）ことで、創業者が融資を受けやすい環境の整備を行う。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ - ターゲット市場の見つけ方 愛西市商工会が国や県、金融機関などが開催するマーケティングや新市場開拓セミナー等の開催情報を提供するほか、専門家派遣による相談支援を行う。 - ビジネスモデルの構築の仕方 愛西市商工会が、創業から創業後３年程度までフォローできるように、創業セミナー等に専門家を招いて開催し、ビジネスモデル構築に向けた個別相談を行う。また、金融機関（日本政策金融公庫、愛知県信用保証協会）などからも融資等についての講師を招き個別相談を行う。ビジネスモデルについて財務、税務等のアドバイスを行いブラッシュアップする。 - 売れる商品・サービスの作り方 愛西市商工会が、販路開拓等の専門家に依頼し、アドバイスやマッチング等を実施するとともに、相談会を設ける。 - 適正価格の設定と効果的な販売方法について 愛西市商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。また、販売促進、販路拡大の専門家などとの相談会を設定する。 - 資金調達、資金相談 愛西市商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。また、地元金融機関、日本政策金融公庫や愛知県信用保証協会は、資金調達のアドバイスや金融支援を行う。愛西市は、信用保証料の補助を行う。 - 事業計画書の作成 愛西市商工会が、事業計画策定について専門家と一緒に作成支援を行う。 - 許認可、手続き 愛西市産業振興課において、創業手続・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を

行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、愛西市商工会を通じて、専門機関等を紹介し、税務、労務管理、企業手続きのアドバイスを行ってもらう。

８．コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

愛西市商工会が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性についてアドバイスなど個別相談を行う。

＜創業支援機関との連携＞

各創業支援事業者が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、愛西市商工会がこれまでの創業支援のノウハウを有しているため、愛西市と連携して情報集約を図り、「創業支援カルテ」を作成、管理する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者のニーズをわかるようにし、それに合わせ適切な機関へ誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

＜特定創業支援事業について＞

・愛西市が連携している愛西市商工会の創業セミナー・創業個別相談会（別表２－２）において、１ヶ月以上にわたり、４回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身についたことが「創業支援カルテ」で確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、愛西市が証明書を発行する。

＜各事業の共通事項について＞

・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を愛西市と愛西市商工会が連携して把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。

・創業後についても、愛西市商工会と連携してフォローアップを行い、適切な継続支援を行っていく。

・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

・特定創業支援事業を受講し、証明書の発行を受けた方に対して、創業の有無や実績報告等をメールや電話で確認をする。

（２）創業支援事業の実施方法

愛西市産業振興課にワンストップ相談窓口を設置、担当者を１名配置し、相談窓口や創業支援などの情報を市の広報やホームページなどを活用しながら広くＰＲしていくとともに、創業支援に関する情報をまとめたチラシを作成し、創業支援機関や金融機関等を通じて設置してもらうように働きかける。また、創業希望者のニーズを吸い上げ、ニーズに合った情報を提供するために情報収集を行う。

計画期間

平成２９年４月１日～平成３４年３月３１日

別表２－１（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 名称：愛西市商工会 (2) 住所：愛知県愛西市諏訪町郷東 7 3 - 1 (3) 代表者の氏名：会長 武藤 毅 (4) 連絡先：0 5 6 7 - 2 4 - 6 1 2 2 担当者：西場 靖高
創業支援事業の目標
(目標の根拠) 愛西市商工会が創業希望者の相談窓口となり、愛西市、日本政策金融公庫名古屋支店や愛知県信用保証協会と連携した「愛西市創業支援ネットワーク」において、創業プランの策定から資金調達、労務等の相談にワンストップで対応する窓口を設置する。 昨年の創業希望者の相談件数は 6 件であったが、ワンストップ相談窓口、創業個別相談等による支援を実施することにより、支援者数の増加が見込まれることから毎年の支援対象者数を 2 5 人とする。創業者数について近隣市を参考にすると支援対象者の約 1 割強が創業すると考え、創業者 3 人を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数：2 5 件 ・創業者数：3 件
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容＜ワンストップ相談窓口＞【既存】 愛西市商工会の創業支援のワンストップ相談窓口（創業サポート窓口）において、創業支援事業者が行う事業やセミナー、国県市及び金融機関等の各種支援制度等の把握、関係機関と情報を創業希望者に案内する。また、問い合わせがあった場合には速やかに、相談内容に応じた窓口を案内するなど連携機関に繋ぐ体制を整備する。 (2) 創業支援事業の実施方法 愛西市商工会は、愛西市、日本政策金融公庫名古屋支店や愛知県信用保証協会と連携した「愛西市創業支援ネットワーク」において、創業希望者から創業後 3 年程度の方に対して広く相談を受け付け、相談内容に応じた窓口を案内するなど支援事業者を繋ぐ体制を整備する。 愛西市においても創業支援事業者が行う事業やセミナー、国県市及び金融機関等の各種支援制度等の把握、関係機関と情報を共有し、ホームページ等で紹介する。 なお、創業支援事業計画全体に関しては、公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わないものとする。 愛西市、愛西市商工会との連携を強化するため、適宜必要に応じて連絡会議を開催し、事業状況、改善点等について情報共有を行う。
計画期間
平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日

別表２－２（創業セミナー・個別相談会の実施）【新規・特定創業支援事業】
市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 名称：愛西市商工会 (2) 住所：愛知県愛西市諏訪町郷東 7 3 - 1 (3) 代表者の氏名：会長 武藤 毅 (4) 連絡先：0 5 6 7 - 2 4 - 6 1 2 2 担当者：西場 靖高
創業支援事業の目標
(目標の根拠) 愛西市商工会が実施主体となり、チラシ等で創業希望者の発掘をする。 創業希望者に対して創業セミナー等を実施し、創業を促す機会の創出・提供等も行う。 また、セミナー参加に対して、金融機関等の紹介や優遇制度等の情報提供を行い、創業希望者と各関係機関を繋ぐ役割を担う。 セミナー 1 回（集団）とセミナー開催後の個別相談会を随時開催する。内容によっては、適宜専門家の個別相談を行い、フォローアップを充実させる。 昨年、創業セミナー等を行っていなかったが、創業希望者に対して、ワンストップ相談窓口や支援機関等がPRをすることにより支援者数の増加が見込まれることから毎年の支援対象者数を 2 5 人とする。創業者数について近隣市を参考にすると支援対象者の約 1 割強が創業すると考え、創業者 3 人を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数：2 5 件 ・創業者数：3 件
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容＜創業セミナー・個別相談会＞【新規・特定創業支援事業】 創業希望者を対象に「創業セミナー」を年 1 回開催、個別相談会を 3 回以上開催する予定だが、開催後は創業希望者に対してフォローアップを行うため、適宜専門家の個別相談の場所を設ける。また受講終了後も、商工会の経営指導員や外部の専門家がフォローアップすることとし、金融機関とも連携しながら実施する。開催期間は、講師と調整しながら実施する。 ＜特定創業支援事業について＞ 講義のうち、セミナーと個別相談会において、1 ヶ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身につく☆のついている 4 講義を受講した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。 「創業セミナー」（案） ・経営の仕組みを知る【中小企業診断士】 ・経理実務と税務の知識【税理士】＜経営＞（☆） 「個別相談会」（案） ・資金調達と公的支援制度の活用【中小企業診断士】＜財務＞☆ ・資金計画・融資について【日本政策金融公庫名古屋支店、中小企業診断士（財務）（☆） ・売れる営業と販売力アップ【中小企業診断士】＜販路開拓＞（☆） ・中小零細企業のための採用ノウハウ【社会保険労務士】＜人財育成＞（☆） ・ビジネスプランの策定【中小企業診断士】＜経営＞☆ (2) 創業支援事業の実施方法 愛西市商工会が実施主体となり、当地域の活性化、雇用の創出、創業促進のための創業セミナー・個別相談会を開催し、テーマ、日程などについて詳細な打ち合わせを行い、各

関係機関とのネットワークを活用し、受講者募集を行う。募集については、愛西市の広報やホームページ、愛西市商工会のホームページ等を通じて広く周知する。

創業セミナー・個別相談会に参加した創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、愛西市と連携して情報集約を図り、「創業支援カルテ」を作成、管理する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者のニーズをわかるようにし、それに合わせ適切な機関へ誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。4つの基本の知識が身につく講座を受講したことが「創業支援カルテ」で確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者とし、愛西市が証明書を発行する。

また、アンケートを取り、次回の検討資料とする。

受講終了後も新規創業に向け、各関係機関との連携により、アドバイス、個別相談等による支援、専門家派遣などを継続していく。

なお、創業支援事業計画全体に関しては、公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わないものとする。

特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、窓口指導内容等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに愛西市に提出するものとする。愛西市は『認定特定創業支援事業証明書』を発行する。

名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日